

# 事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

2022.4 Vol.12



## \*ごあいさつ\*

こんにちは。今月号で12回目の事務所通信となり、発行してから1周年を迎えました(\*^^\*)！  
これもひとえに、事務所通信を手に取り、読んでくださる皆様のおかげでございます。  
今後もよりよい情報を発信するため、より一層尽力いたします。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## \*令和3年度税制改正による所得拡大税制の変更点\*

### ◆中小企業向け所得拡大税制の概要

所得拡大促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

令和3年度税制改正により、令和3年4月1日以降に開始される事業年度(個人事業主については令和4年分)から制度が変更になります。適用期間(注)：R3.4.1～R5.3.31までの期間内に開始する事業年度が対象

### ◇対象となる教育訓練費の範囲

- ① 法人等がその国内雇用者に対して、外部から講師又は指導員(以下「外部講師等」)を招聘し、講義・指導等の教育訓練等を自ら行う費用であること。
- ② 外部講師等に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類する費用であること。
- ③ 法人等がその国内雇用者に対して、施設、設備その他資産(以下「施設等」)を賃借又は使用して、教育訓練等を自ら行う費用であること。
- ④ 施設・備品・コンテンツ等の賃借又は使用に要する費用であること。
- ⑤ 教育訓練等に関する計画又は内容の作成について、外部の専門知識を有する者に委託する費用であること。

	適用要件	税額控除
《通常の場合》	雇用者給与等支給額(※3)が前年度と比べて1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額(※4)の15%を法人税額又は所得税額から控除
《上乗せの場合》	雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと ①教育訓練費(※5)が前年度と比べて10%以上増加していること ②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画(※6)の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること	控除対象雇用者給与等支給増加額の25%を法人税額又は所得税額から控除  《控除対象雇用者給与等支給増加額の上限》 調整雇用者給与等支給増加額が上限となります(詳しくは6～7ページをご確認ください)  《税額控除額の上限》 法人税額又は所得税額の20%(通常・上乗せ共通)が上限となります

### 【明細書のイメージ】 ※様式自由のためあくまでもイメージ

明細書イメージ(平成30年度分)					
No.	実施時期	内容及び実施期間	受講者・対象者	支払証明	支払額(税込)
1	平成30年5月	AI技能研修(5日間)	名簿(別添1)	領収書(別紙1)	¥200,000
2	平成30年6月	生産システム研修(1週間)	名簿(別添2)	領収書(別紙2)	¥400,000
3	平成30年8月	管理職マネジメント研修(1日)	名簿(別添3)	領収書(別紙3)	¥100,000
4	平成30年8月	IoTシステム研修(1ヵ月)	名簿(別添4)	領収書(別紙4)	¥600,000
5	平成30年9月	留学受講費補助(半年間)	名簿(別添5)	領収書(別紙5)	¥10,000,000
合計					¥11,300,000

教育訓練費や経営力向上の増加集計はお客様に行っていただくため、漏れのないよう集計をお願いいたします。  
また、詳細について知りたい方は担当者までお尋ねください。

## ◇申告書の提出期限

提出月	4月	5月	6月
確定申告	2月決算	3月決算	4月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	8月決算 5月、8月、11月決算	9月決算 6月、9月、12月決算	10月決算 7月、10月、1月決算

## コロナ関連助成金等一覧

※2022.4.1(金)現在の情報です。

現在申請の出来るコロナ関連助成金等を一覧にしております。

コロナ関連の助成金等は期限の延長や対象業種の拡大など時間の経過により申請要件等内容が変更されることがあります。申請できるかのご判断や、詳細、Q&Aに関してはお客様ご自身でホームページなどをご確認ください。なお、申請に必要な会計帳簿等がございましたら担当者までご連絡下さい。

お客様ご自身で申請が難しい場合は申請を代行いたしますのでご連絡ください。

ただし、助成金ごとに添付書類や記載事項が異なり、申請が複雑なため申請先から訂正や追加書類に関する連絡が入ることがあります。弊社で全て対応させていただきますので、その旨ご連絡をお願い致します。早期の入金をご希望のお客様はご自身で申請されることをお勧めします。

※申請代行手数料といたしまして、助成金等金額の10%を頂戴いたします。

### ◆事業復活支援金 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

※申請は一回限りです。30%減で申請後、50%減で追加申請はできません。申請月に注意してください。

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

対象者：①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象となり得る

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者で、基準期間(11月～3月)の合計売上高と対象月×5を比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額：基準期間(11月～3月)の売上高－対象月の売上高×5

申請期間：2022年1月31日(月)～

5月31日(火)

売上高減少率	個人事業者	給付上限額		
		法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

### ◆滋賀県事業継続支援金 第4期

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syoukouroudou/323459.html>

対象者：①国の「事業復活支援金」を受給し、県内に事務所または事業所を有する方

②2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が2018年11月から2021年3月までのいずれかの同月と比べ30%以上減少した県内中小企業者等

※国の事業復活支援金を受給されていない事業者は対象外となります。

給付額：中小企業 20万円、個人事業主 10万円

申請期間：3月16日～7月中旬



アークグロー・パートナーズ  
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町121番1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】〒527-0021

滋賀県東近江市八日市東浜町5番39号

TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717